

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

第3章 強制徴収公債権

第2 市税

第2の6 軽自動車税

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
18 意見 【第二次納税義務】 所有権留保の場合、第一次納税義務者である買主に対する滞納処分も実効性がない場合、第二次納税義務者である売主に対する納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施することが望ましい。	所有権留保されている第1次納税義務者の滞納処分も実効性がないような場合においては、納税課と連携し、第2次納税義務者の把握に努める。また、中核市及び近隣市においても、第2次納税義務者に対する納税告知は行っていないことから、当該義務者となり得る所有権留保している販売業者に対して、まずは納税義務に対する理解が得られるよう周知した上、納税告知の体制を整備していく。	○	財政部	税制課	499

第2の9 滞納整理

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
25 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。また、②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①②市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは改修による対応も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。(R3.8総務省公表) 未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。 ③岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件を満たしている。	×	財政部	納税課	501
26 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①②市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは改修による対応も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。(R3.8総務省公表) 未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。 ③岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件を満たしている。	×	財政部	納税課	501

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日
監査委員公表日	令和4年6月3日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

第3 利用者負担額(保育料)

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
42 意見 【延長保育の制限】 利用者負担額の滞納者に対しては、延長保育の利用制限を検討することが望ましい。	滞納があったとしても、時間までに迎えに來れない保護者の子どもを放置することはできない、また中核市へ照会したところ回答のあった54市全てにおいて、受け入れ制限は行っていないとの回答であった。 そうしたことから、利用制限は行わない。	×	子ども未来部	子ども保育課	503

第6 国民健康保険料

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
59 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①②督促手数料の状況把握にはシステムによる集計が必要となる。総合行政システムにより、督促手数料の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは改修による対応も不能。 未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。 ③岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件を満たしている。	×	市民生活部	国保・年金課	505
60 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①②延滞金の状況把握にはシステムによる集計が必要となる。総合行政システムにより、延滞金の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは改修による対応も不能。 未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。 ③岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件を満たしている。	×	市民生活部	国保・年金課	505

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
70 意見 【保険料の賦課一世帯主】 「主として生計を維持する者」と、住民登録上の「世帯主」と異なる場合には、「世帯変更届」の提出を指導し、それに従わない場合は、「主として生計を維持する者」について介護保険法第132条第2項の「世帯主」と認定して、連帯納付義務を賦課することが望ましい。	介護保険料の徴収は、被保険者の年金からの特別徴収を原則としていることから、保険料の賦課については被保険者ごとに行う必要がある。 しかしながら、納入通知書により納入する被保険者については、滞納のおそれがあることから、催告書に世帯主や配偶者にも連帯納付義務がある旨を記載するよう改めた。	○	福祉部	介護保険課	507
75 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	①②介護保険システムでは、督促状のデータを作成すると督促手数料が計上されるが、督促状の到達前に保険料を納付されれば、徴収することはできないことから、実際に徴収すべき督促手数料の額を把握することはできないため、実施しない。 ③岐阜市会計規則第33条に規定する事後調定の要件を満たしている。なお、督促手数料の徴収は令和3年度調定分から廃止している。	×	福祉部	介護保険課	507
76 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	①②介護保険システムでは、納期限を過ぎると延滞金を計算しており、保険料が納付されると金額が決定するが、督促状の到達前に保険料を納付されれば徴収することはできないことから、実際に徴収すべき延滞金の額を把握することはできないため、実施しない。 ③会計課発行の「出納事務マニュアル」にて事後調定の例として延滞金が明記されているため、事後調定の要件を満たしていることを確認した。	×	福祉部	介護保険課	508
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	現状では、滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	△	福祉部	介護保険課	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	連帯納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導を実施する。 なお、現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	△	福祉部	介護保険課	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	催告書に、相続人にも納付義務があることを記載するよう改めた。 なお、現状では、相続人の調査や滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	△	福祉部	介護保険課	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないものの、滞納処分を実施することになれば、他部署や他自治体における滞納処分実施の基準を参考に方針を決定する予定である。	△	福祉部	介護保険課	508

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日	
監査委員公表日	令和4年6月3日	

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
91 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①②後期高齢者システムには、集計能力がなく、確定時に督促手数料を把握しているものの、発生金額全体については把握できない。 未収金については、個々の債務者の適格な状況の把握により徴収に努め、適正に債権を管理していく。 ③延滞金は、納期限の翌日から保険料の納付日に確定するため、岐阜市の会計規則第33条に規定する事後調定の要件を満たしている。なお、督促手数料の徴収は令和3年度調定分から廃止している。	×	福祉部	福祉医療課	510
92 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	①②後期高齢者システムの延滞金を抽出するシステム改修を令和4年度に実施するが、保険料を納付した延滞金は集計できるものの、未納分については集計できないため記載できない。 未収金については、個々の債務者の適格な状況の把握により徴収に努め、適正に債権を管理していく。 ③延滞金は、納期限の翌日から、保険料の納付日に確定するため、岐阜市の会計規則第33条に規定する事後調定の要件を満たしている。	×	福祉部	福祉医療課	510
93 意見 【コンビニ収納】 納付義務者の利便性を考慮して、コンビニ収納の導入についても、検討することが望ましい。	コンビニ収納に必要な予算を令和4年度に確保した。令和4年度に契約・システム改修を実施する。令和5年度導入に向け準備している。	○	福祉部	福祉医療課	510
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では、不動産の滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	510
99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、まず、滞納者本人への納付指導を実施する。また、本人以外への滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	全庁的な課題であり、他課と足並みを揃えて対応する。 直近の相続人の請求に関しては通知をしており、電話の問い合わせがあれば、義務があることを説明している。 相続人調査に関しては、必要な体制を確保するため人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	511
101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	今年度も、滞納金額の大きい、または、年数の長い案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行った。また、電話催告や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施した。その中で、滞納理由等を把握して、対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	511

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日
監査委員公表日	令和4年6月3日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

第12 下水道事業受益者負担金

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
115 指摘 【滞納処分】 滞納者の財産につき調査をし、徴収可能性がある場合には、公平の観点から、滞納処分を積極的に行うべきである。	差押えなど滞納処分については、事前調査を含め相応の人員と経費が必要であると考えられるため、適正かつ実施可能な滞納処分方法の検討を継続していく。	△	上下水道事業部	営業課	513
116 意見 【滞納処分】 限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	実施可能な滞納処分方法を検討しながら、『岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針』に沿って、マニュアルの作成を継続していく。	△	上下水道事業部	営業課	513
117 意見 【督促手数料の徴収根拠】 明確性の見地から負担金条例に、督促手数料も含め、督促に関する規定を設けることが望ましい。 また、書類の送達及び公示送達についても、負担金条例で定めることが望ましい。	督促手数料については、全庁方針として令和2年度末に廃止。令和2年度末から令和3年度当初にかけて、条例施行規程に規定してある督促手数料を含む様式をすべて改正し、同時に押印廃止と告示文の改正も実施した。 公示送達については、負担金条例の改正を視野に内容を検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	513

第4 児童扶養手当返還金・子ども手当返還金・児童手当返還金

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
156 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	電話及び窓口での督促に加え、令和4年度から書面により督促する。	○	子ども未来部	子ども支援課	518
157 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	督促手数料については、条例改正により、令和3年度から全庁的に廃止することになった。また、履行延期返納計画書に延滞金の請求に係る記載をすることとした。	○	子ども未来部	子ども支援課	518
163 意見 【履行期限の繰上げ】 支払いが滞った場合、履行期限の繰り上げを行うことを債務者に通知し、実行を検討することが望ましい。	履行延期申請書に債務金額のほか、履行遅滞時の履行期限の繰り上げについて記載することとした。	○	子ども未来部	子ども支援課	519

第9 国保資格喪失後受診返還金

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
193 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料は、令和3年4月から廃止した。 また、保険者間調整により返還金を回収するため、延滞金は発生しない。	×	市民生活部	国保・年金課	523

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日
監査委員公表日	令和4年6月3日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

第10 福祉医療費助成返還金

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
204 指摘 【履行延期の処分】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	書面に、延滞金について記載することとした。	○	福祉部	福祉医療課	524
205 指摘 【履行延期の処分】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	延滞金を付すこととした。	○	福祉部	福祉医療課	525
210 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	市税以外の諸納付金の督促及び延滞金の徴収に関する条例に基づき、延滞金を請求することとした。	○	福祉部	福祉医療課	525

第4 住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
242 指摘 【遅延損害金の請求】督促や催告の際には遅延損害金の請求をし、各月の償還金元金が納入される際には遅延損害金を調定して納入の通知をすべきである。	遅延損害金の扱いについて、債権管理調整会議での調査によると庁内関係課の対応は、まちまちであり、他市町の取扱事例を参考に再度検討していく。	△	市民協働推進部	人権啓発センター	529

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日
監査委員公表日	令和4年6月3日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

第5 母子父子寡婦福祉貸付金

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
249 指摘 【違約金の調定期期】 各月の償還金ごとに、滞納があったときは違約金を請求し、滞納となった月の償還金が納付された時点で、違約金の調定を行い、徴収すべきである。	償還金を完納して初めて違約金が確定するため、会計規則第33条に規定する事後調定の要件を満たすものとして、事後調定としている。	×	子ども未来部	子ども支援課	530

第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	債権管理調整会議で策定した基本指針に基づいた債権回収については実施に至っていない。人的体制を含めて引き続き検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	532
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分するのではなく、取納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	不納欠損処分及び回収を含めた債権管理の運用について、引き続き部内で検討中である。	△	上下水道事業部	営業課	532

第6章 岐阜市債権管理調整会議

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
353 指摘 【督促手数料及び延滞金の徴収状況の検証】 本債権と同様に、それに付随する督促手数料及び延滞金の徴収実績を確認すべく、担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである。	督促手数料及び延滞金(以下延滞金等という。)の徴収実績(徴収率等)は発生額の把握が必要となるものの、債権によっては把握が困難な状況にある。 市税の例によれば、滞納件数は膨大であり、把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、延滞金等の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは仕様になく改修も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。(R3.8総務省公表) 今後は、各債権における確定延滞金等の状況を定期的に集約・共有するとともに、研修等を通して延滞金等を含めた滞納整理の強化を図る。	×	財政部	税制課 納税課	545

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	令和4年3月31日
監査委員公表日	令和4年6月3日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
329	14	28	371

終章 課題と提言

指摘及び意見	措置状況(令和3年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>365 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)ーデータの公表】 透明性の観点(岐阜市住民自治基本条例第5条、第6条、第8条第1項、同条第2項等参照)からも、少なくとも、毎年度、発生した督促手数料及び延滞金、違約金の金額、徴収状況のデータ等を集積した上、資料として作成し、市民に公表すべきである。</p>	<p>市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは仕様になく改修も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない(R3.8総務省公表)ため、公表可能な数値の集約ができない。 未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。</p>	×	財政部	税制課 納税課	547
<p>366 意見 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)ー私債権の遅延損害金】 公債権との均衡、納期限までに納付する市民との公平の観点から、納期限遅れで督促状を発付しても納付をしない場合には、遅延損害金の徴収することを検討することが望ましい。</p>	<p>民法上の法定利率による遅延損害金の請求を行うことは可能であるが、本市の各私債権及び中核市水道料金の徴収状況を踏まえ、徴収すべきかどうかについて各課で検討することを令和3年度第1回債権管理調整会議検討部会において決定した。</p>	○	財政部	税制課 納税課	547